住宅におけるホワイトセメント
特別評価方法が認定されました

当社のPCカーテンウォール事業では、住宅用途の建築物において、「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」の規定により、これまで普通ポルトランドセメントのみが使用可能でした。

一方で近年は、品質の安定化や工期短縮のメリットから、住宅分野においてもプレキャストコンクリート部材の採用が進んでいます。

こうした市場ニーズに対応するため、当社は意匠性に優れたホワイトセメントを使用したアーキテクチュラルコンクリートの採用を可能にするため、一般財団法人日本建築総合試験所を通して「特別評価方法認定（大臣認定）」を取得しました。

これにより、住宅用途の案件においてもアーキテクチュラルコンクリートの採用が可能となり、より多様な仕上げや自由度の高い外装デザインをご提案できます。

※ 適用に当たっては、各工事の性能評価機関との打ち合わせが必要です。

特別評価方法認定書

国住生第２１１号
令和８年９月16日

高橋カーテンウォール工業株式会社
代表取締役社長　高橋　武治　様

国土交通大臣　　金子　恭之

下記の特別評価方法については、住宅の品質確保の促進等に関する法律第58条第１項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従った方法に代わるものであることを認定する。

記

１．認定番号
１７４５

２．認定をした特別評価方法の名称
ホワイトセメントを結合材として用いたコンクリート（顔料入り）

３．認定をした特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項
３－１　劣化対策等級（構造躯体等）

４．認定をした特別評価方法の内容
法第59条第２項に規定する証明書（ＧＢＲＣ品特－25－31－003）のとおりとする。

５．備考
なし

以上